

○市町村職員退職手当事務条例

〔昭和 37 年 12 月 8 日〕
条 例 第 1 号

改正	昭和 38 年 3 月 5 日条例第 1 号	平成 9 年 12 月 22 日条例第 1 号
	昭和 38 年 3 月 27 日条例第 3 号	平成 11 年 12 月 27 日条例第 1 号
	昭和 39 年 3 月 10 日条例第 1 号	平成 12 年 12 月 25 日条例第 2 号
	昭和 40 年 10 月 26 日条例第 4 号	平成 13 年 2 月 28 日条例第 2 号
	昭和 40 年 11 月 1 日条例第 5 号	平成 13 年 6 月 15 日条例第 7 号
	昭和 41 年 12 月 19 日条例第 4 号	平成 13 年 12 月 25 日条例第 8 号
	昭和 42 年 7 月 18 日条例第 3 号	平成 15 年 3 月 28 日条例第 16 号
	昭和 43 年 5 月 31 日条例第 1 号	平成 15 年 11 月 11 日条例第 17 号
	昭和 43 年 11 月 21 日条例第 2 号	平成 16 年 3 月 29 日条例第 3 号
	昭和 45 年 5 月 28 日条例第 2 号	平成 17 年 3 月 29 日条例第 1 号
	昭和 45 年 10 月 22 日条例第 3 号	平成 18 年 3 月 28 日条例第 1 号
	昭和 47 年 3 月 3 日条例第 1 号	平成 19 年 3 月 28 日条例第 1 号
	昭和 48 年 7 月 31 日条例第 1 号	平成 19 年 7 月 19 日条例第 10 号
	昭和 50 年 7 月 18 日条例第 1 号	平成 19 年 12 月 26 日条例第 12 号
	昭和 51 年 6 月 21 日条例第 1 号	平成 20 年 3 月 27 日条例第 3 号
	昭和 55 年 12 月 9 日条例第 1 号	平成 20 年 12 月 24 日条例第 10 号
	昭和 57 年 2 月 26 日条例第 1 号	平成 22 年 7 月 12 日条例第 5 号
	昭和 59 年 12 月 19 日条例第 1 号	平成 23 年 3 月 28 日条例第 1 号
	昭和 61 年 2 月 25 日条例第 1 号	平成 24 年 3 月 23 日条例第 1 号
	昭和 62 年 3 月 5 日条例第 1 号	平成 25 年 2 月 27 日条例第 1 号
	昭和 62 年 12 月 7 日条例第 2 号	平成 27 年 3 月 27 日条例第 1 号
	昭和 63 年 12 月 22 日条例第 2 号	平成 27 年 7 月 27 日条例第 5 号
	平成 元年 3 月 2 日条例第 1 号	平成 28 年 3 月 22 日条例第 7 号
	平成 2 年 12 月 21 日条例第 1 号	平成 28 年 12 月 21 日条例第 11 号
	平成 3 年 12 月 20 日条例第 1 号	平成 29 年 7 月 4 日条例第 6 号
	平成 4 年 3 月 3 日条例第 1 号	平成 30 年 1 月 12 日条例第 1 号
	平成 4 年 8 月 24 日条例第 4 号	令和 元年 7 月 9 日条例第 2 号
	平成 6 年 12 月 21 日条例第 1 号	令和 元年 12 月 20 日条例第 3 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、富山県市町村総合事務組合同規約第 3 条に定める市町村職員退職手当事務区分に係る組合市町村（以下「組合市町村」という。）の職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）の退職手当

に関する事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この条例による退職手当は、職員が退職した場合にはその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員（組合市町村の長、副市町村長、企業管理者及び教育長（以下「特別職等の職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

3 第1項の規定による特別職等の職員に係る退職手当の支給は、当該特別職等の職員の任期ごとに行う。

4 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の方が2人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
(退職手当の支払)

第2条の3 この条例の規定による退職手当は、この条例の規定によりその支給を受けるべき者（死亡による退職の場合には、その遺族）の申出により口座振替により支払うことができる。

2 次条、第6条の5及び第7条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第10条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

（一般の退職手当）

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第2章 一般の退職手当

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第3条 次条、第5条又は第7条第1項の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給、その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第13条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間 1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間 11年以上15年以下の者 100分の80

(3) 勤続期間 16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市町村長の承認を得たものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市町村長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 定員の減少、組織の改廃、又は予算の減少のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であって任命権者が市町村長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市町村長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定変額前給料月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の前日までの勤続期間及び特定変額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定変額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第8条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第13条第1項若しくは第15条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第10条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日以前の期間）を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第8条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

(3) 第8条第5項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

(4) 第8条第5項第2号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員として引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

- (5) 第8条第5項第3号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
 - (6) 第8条第5項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
 - (7) 第8条第5項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
 - (8) 第8条第5項第6号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
 - (9) 第8条第5項第7号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
 - (10) 第8条第6項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
 - (11) 第9条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
 - (12) 第9条第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
 - (13) 第9条第3項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
 - (14) 第9条第3項第2号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
 - (15) 第9条第3項第3号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
 - (16) 第9条第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
 - (17) 第9条第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
 - (18) 第9条第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
 - (19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして規則で定める在職期間
(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)
- 第5条の3 第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終

えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が市町村長の承認を得たものを除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(公務又は通勤によることの認定の基準)

第5条の4 任命権者は、退職の理由となつた傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものであるかどうか認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(勸奨の要件)

第5条の5 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、任命権者において記録が作成されたものでなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第6条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の

規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60 以上 特定減額前給料月額に 60 を乗じて得た額

(2) 60 未満 特定減額前給料月額に第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に 60 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計

第 6 条の 3 第 5 条の 3 に規定する者に対する前 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 6 条	第 3 条から第 5 条まで	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	これらの	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条の
第 6 条の 2	第 5 条の 2 第 1 項の	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条の 2 第 1 項の
	同項第 2 号イ	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する同項第 2 号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第 6 条の 2 第 1 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 6 条の 2 第 2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イ	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第26条の5に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）、同法第26条の6の規定による配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）、同法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「政令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「地方公務員育児休業法」という。）第2条の規定による育児休業、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に規定する育児休業、地方公務員育児休業法第10条に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下同じ。）その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 43,350円
- (5) 第5号区分 32,500円
- (6) 第6号区分 27,100円
- (7) 第7号区分 21,700円
- (8) 第8号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の

職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のもの
その勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のもの
その勤続期間が零のもの 零

(3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、当該組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて当該市町村で定める額とする。

（特別職等の職員の退職手当）

第7条 特別職等の職員の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる割合及びその者の勤続期間を乗じて得た額を12で除して得た額とする。

(1) 長 100分の500

(2) 副市町村長 100分の280

(3) 企業管理者 100分の210

(4) 教育長 100分の210

2 特別職等の職員が公務上の傷病又は死亡により退職した場合の退職手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 組合市町村の条例において、特別職等の職員の退職手当の算定のための給料月額の減

額を別に定めた場合は、その規定によるものとする。

(勤続期間の計算)

第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、特別職等の職員の在職期間にあつては、48月（教育長にあつては、36月。以下この条において同じ。）を超える場合は、48月とする。

3 職員（特別職等の職員を除く。以下この項において同じ。）が退職した場合（第13条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修若しくは国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと組合市町村長が認めた場合その他規則で定める要件に該当する場合を除く事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間、配偶者同行休業により現実に従事することを要しなかった期間、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数とし、地方公務員育児休業法第2条の規定による育児休業、育児・介護休業法に規定する育児休業その他これらに準ずる育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務をした期間については、その月数の3分の1に相当する月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

- (1) 職員が、第 21 条第 2 項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 8 条第 1 項第 5 号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (3) 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているもの（以下「通算制度を有する公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。）となるため退

職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (4) 特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員又は特定公庫等職員（以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。）が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
 - (5) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
 - (6) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
 - (7) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- 6 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続き特定一般地方独立行政法人職員となった者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。
- 7 地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を前各項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 8 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

9 前項の規定は、第6条の5、前条第1項又は第11条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。

10 特別職等の職員の在職期間と特別職等の職員以外の職員の在職期間とは、相互に通算しない。

11 第11条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(勤続期間の計算の特例)

第8条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(1) 第2条第4項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 第2条第4項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもののその職員となる前の引き続いて勤務した期間

第8条の3 第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第4項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算)

第9条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間については、前条(第5項及び第6項を除く。)の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間として計算するものとする。

(1) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き

特定地方公務員として在職した後引き続き再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(2) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(3) 特定地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き職員となった場合においては、職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(4) 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き職員となった場合においては、国家公務員としての引き続きいた在職期間の始期から特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(5) 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続き再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後更に引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合においては、先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(6) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後更に引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合においては、先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

4 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独

立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

- 5 第6条の4第1項に規定する休職指定法人に使用される者が、その身分を保有したまま引き続いて職員になった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。ただし、別に規則等で定める場合においては、この限りではない。

(公益的法人等派遣職員に対する退職手当に係る特例)

第9条の2 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。)第2条第1項の規定により派遣(以下「職員派遣」という。)された職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。)で派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(公益的法人等派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)におけるこの条例の適用については、同法第2条第3項に規定する派遣先団体(以下「派遣先団体」という。)の業務に係る業務上の傷病又は死亡は第4条第2項、第5条第1項及び第6条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤による傷病は第4条第2項、第5条第2項及び第6条の4第2項に規定する通勤による傷病とみなす。

- 2 第8条第4項の規定は、公益的法人等派遣職員の職員派遣の期間(育児・介護休業法に規定する育児休業の期間を除く。)については、適用しない。

- 3 前項の規定は、公益的法人等派遣職員が派遣先団体から所得税法(昭和40年法律第33号)第30条第1項に規定する退職手当等(同法第31条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。)の支払を受けた場合には、適用しない。

- 4 公益的法人等派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合における給料月額について必要な事項は、規則で定める。

(退職派遣者に対する退職手当に係る特例)

第9条の3 公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により採用された職員に関するこの条例の規定の適用については、同法第10条第1項に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)の業務に係る業務上の傷病又は死亡は第4条第2項、第5条第1項及び第6条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は第4条第2項、第5条第2項及び第6条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。

- 2 職員が、公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続き特定法人で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、職員が、任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続き当該特定法人に使用される者(役員を含む。以下この項において同じ。)となった場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(以下「特定法人役職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続き同法第10条第1項の規定により職員として採用された者の第8条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間

の終期までの期間は、職員としての引き続きた在職期間とみなす。

3 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、第8条（第5項を除く。）の規定を準用して計算する。

4 公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により退職し、引き続き特定法人役職員となった場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

（外国派遣職員に対する退職手当の特例）

第9条の4 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）第2条第1項の規定に基づく組合市町村の条例により派遣された職員（以下「外国派遣職員」という。）に係る第5条第1項及び第6条の4第1項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 第6条の4第1項の規定は、外国派遣職員の派遣の期間については、適用しない。

第3章 特別の退職手当

（予告を受けない退職者の退職手当）

第10条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条又は船員法（昭和22年法律第100号）第46条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給料又はこれらに相当する給与は、一般の退職手当のほか、この差額に相当する金額を退職手当として支給する。

（失業者の退職手当）

第11条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6月以上）で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他これ等に相当する理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が管理者にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

- (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第 15 条第 1 項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第 17 条第 1 項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第 20 条第 1 項第 1 号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第 22 条第 3 項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第 16 条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第 22 条第 1 項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額
- 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が 18 日以上ある月が 1 月以上あるもの（季節的業務に 4 箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に 4 箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限り。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがある者については、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。
- (1) 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前一年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなつた日以前の職員等であつた期間
 - (2) 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間
- 3 勤続期間 12 月以上（特定退職者にあつては、6 月以上）で退職した職員（第 6 項又は第 8 項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第 1 項第 2 号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第 1 項第 2 号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。
- 4 第 1 項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、第 1 項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1 年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるの

は「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

- 5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
 - (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額
- 6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当する者が退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
- 7 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。
 - (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額
- 8 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。
- 9 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に管理

者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 41 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前 2 項の規定による退職手当を支給せず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当を支給する。

10 第 1 項、第 3 項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第 24 条から第 28 条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第 1 項又は第 3 項の退職手当を支給することができる。

(1) その者が管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 24 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であつて、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ロ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第 25 条第 1 項の規定による措置を決定した場合

(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第 27 条第 1 項の規定による措置を決定した場合

11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) 管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 36 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第 4 項に規定する技能習得手当の額に相当する金額

(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により、生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第 36 条第 4 項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

(3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第 37 条第 3 項に規定する傷病手当の日額に相当する金額

(4) 職業に就いた者 雇用保険法第 56 条の 3 第 3 項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

- (5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額
- (6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額
- 12 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。
- 13 第11項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。
- 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。
- (1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数
- (2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数
- 15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは、「就業促進手当」と読み替えるものとする。
- 16 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項、第5項から第11項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。
- 17 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

第4章 雑則

(定義)

第12条 本条から第20条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。
- (2) 懲戒免職等処分機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第20条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関をいう。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

- 2 懲戒免職等処分機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 懲戒免職等処分機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を当該懲戒免職等処分機関の属する組合市町村の公報に掲載し、又は掲示場に掲示することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載をした日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

（退職手当の支払の差止め）

第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場

合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該懲戒免職等処分機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該懲戒免職等処分機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った懲戒免職等処分機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った懲戒免職等処分機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けること

なく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

- 6 第3項の規定による支払差止処分を行つた懲戒免職等処分機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行つた懲戒免職等処分機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第11条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に第11条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。
- 10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第13条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該懲戒免職等処分機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該遺族に対し、第13条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 懲戒免職等処分機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節（第27条及び第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第13条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
 - (3) 当該懲戒免職等処分機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第11条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、前項の規定による処分を行うことができない。
 - 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5

年以内に限り、行うことができる。

- 4 懲戒免職等処分機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 行政手続法第3章第2節（第27条及び第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 6 第13条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第17条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第13条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第13条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 行政手続法第3章第2節（第27条及び第28条を除く。）の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第18条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る懲戒免職等処分機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該懲戒免職等処分機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第16条第5項又は前条第3項において準用する行政手続法第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5

項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得する見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状

況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第13条第2項並びに第16条第2項及び第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 行政手続法第3章第2節（第27条及び第28条を除く。）の規定は、前項において準用する第16条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（管理者との協議）

第19条 懲戒免職等処分機関は、第13条第1項、第15条第1項若しくは第2項、第16条第1項、第17条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を行おうとするときは、管理者と協議しなければならない。

（退職手当審査会）

第20条 懲戒免職等処分機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、管理者の附属機関として、退職手当審査会を置く。

2 懲戒免職等処分機関は、第15条第1項第3号若しくは第2項、第16条第1項、第17条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。

3 退職手当審査会は、第15条第2項、第17条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は懲戒免職等処分機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 退職手当審査会の組織及び委員その他退職手当審査会に関し必要な事項については、規則で定める。

（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）

第21条 職員が退職した場合（第13条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が引き続いて職員以外の地方公務員等となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

3 職員が第9条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行

政法人等職員となつた場合又は同条第 2 項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

- 4 地方独立行政法人法第 59 条第 2 項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第 22 条 この条例に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 37 年 12 月 1 日以後の退職による退職手当について適用する。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 昭和 60 年 4 月 1 日に現に在職していた職員の同日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失った際に、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間の 3 分の 2 の期間は、その者の職員としての引き続きた在職期間には、含まないものとする。
 - (1) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続き外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本たばこ産業株式会社（昭和 59 年法律第 69 号）附則第 12 条第 1 項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）、日本国有鉄道改革法（昭和 61 年法律第 87 号）附則第 2 項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和 23 年法律第 256 号）第 1 条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）若しくは日本電信電話株式会社等に関する法（昭和 59 年法律第 85 号）附則第 4 条第 1 項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の事業と同種の事業を行っていたもので、施行令附則第 3 項第 3 号の規定により総務大臣が指定するものの職員（以下「外国政府職員等」という。）となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失った後に引き続き再び職員となつたものの当該外国政府職員等としての引き続きた期間の 3 分の 2 の期間
- 5 昭和 60 年 3 月 31 日に旧専売公社の職員として在職した者が、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 4 条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 5 条の規定による改正前の国家公務員等退職手当

法第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りではない。

- 6 昭和62年4月1日に現に在職する職員で旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 7 昭和62年3月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職する者が、引き続いて日本国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であって同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
- 8 組合を組織する市町村のうち規則で定めるものの職員以外の者に係る第2条第2項及び第11条第2項の規定の適用については、当該市町村ごとに定める日以後、これらの規定中「22日」とあるのは「20日」とする。
- 9 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団（以下「事業団」という。）の職員として在職する者（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第25条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き公団の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の日本国有鉄道の職員としての在職期間、事業団の職員としての在職期間及び公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が事業団又は公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
- 10 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（市町村職員退職手当事務条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第1号。以下「昭和48年条例」という。）附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第10項」とする。
- 11 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（昭和48年条例附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割

合を乗じて得た額とする。

- 12 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（昭和48年条例附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第10項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 13 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
- 14 旧機関の職員が、第8条第6項に規定する事由によって引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
- 15 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で市町村長が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額は含まないものとする。ただし、第6条の5第2項に規定する職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額については、この限りでない。
- 16 組合市町村の職員の給与に関する条例の規定により、特例措置として加算される給料の額については、この条例の規定による給料月額には、当該額を含まないものとする。ただし、第6条の5第2項に規定する職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額については、この限りでない。
- 17 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進

するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当で

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働
あると認めたもの」とあるのは

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第
省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲
1項に規定する地域内に居住し、かつ、管理者が同法第24条の2第1項に規定する指
げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する
導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する
指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定す
職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）
る職業指導を行うことが適当であると認めたもの

とする。

」

附 則（昭和38年3月5日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年3月27日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し昭和37年12月1日から適用する。
- 2 この条例適用前の退職は従前の例による。

附 則（昭和39年3月10日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日から適用する。ただし、第11条及び第12条の規定は、昭和38年8月1日から適用する。

附 則（昭和40年10月26日条例第4号）

- 1 この条例は、昭和41年1月1日から施行する。
- 2 この条例施行の日（以下「施行日」という。）には特別職として在職する者で施行日の前日まで特別職として引き続けているものに限りこの規定を適用する。
- 3 この条例の施行の際、現に在職する職員で施行日前に特別職としての在職期間を有する者については、その者の特別職としての在職期間に係る退職手当については改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和40年11月1日条例第5号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日から適用する。

附 則（昭和41年12月19日条例第4号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年7月18日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の日（以下「施行日」という。）に職員として在職し、施行日前に特別職の期間を有する者については、その者の特別職としての在職期間は改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和43年5月31日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第4項に規定する職員に調整手当又は暫定手当が支給される間、同項中「及び扶養手当」とあるのは「及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額又は暫定手当」とし、同項の規定を昭和42年8月1日から適用する。

3 新条例第8条第4項の規定は、昭和43年12月14日以後の退職に係る退職手当について適用し、これらの日以前の退職にかかる退職手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和43年11月21日条例第2号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和43年7月1日から適用する。

2 この条例適用前に発生した退職にかかる退職手当の期間の計算については、従前の例による。

附 則（昭和45年5月28日条例第2号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の富山県市町村職員退職手当組合退職手当条例（以下「新条例」という。）第11条（第11項を除く。）の規定は、昭和45年1月1日以後の退職にかかる退職手当について適用する。

3 新条例第11条第11項の規定は、この条例の施行の日以後の詐欺その他不正の行為によって同条第1項及び第3項から第6項までの規定による退職手当の支給を受けた場合について適用する。

4 新条例第8条の2第2項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する職員のうち、次の表の左欄に掲げる者については、同条第2項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、同項の規定を適用するものとする。

職員の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
適用日前に新条例第8条の2第1項の退職をした者	支給を受けた退職手当	この条例の規定による退職手当の支給を受けたものとした場合における当該退職手当

5 昭和40年3月31日以前において職員（新条例第2条第1項に規定する職員及び第11条第1項第2号に規定する職員に準ずる者をいう。以下この項において同じ。）であった期間（昭和40年4月1日以後の職員であった期間に引き続く同日以前の職員であった期間を除く。）は、新条例第11条第2項第1号の規定にかかわらず、同項第2号に規定する期間に含まれないものとする。

6 失業保険金に相当する退職手当（新条例第11条第3号に規定する失業保険金に相当する退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受ける資格（以下「受給資格」という。）を有する者で、次の各号に掲げるものに対しては、昭和50年3月31日までの間、同条第1項及び第3項から第6項まで定めるもののほか、必要に応じ、それぞれ当該各号に掲げる給付を退職手当として支給することができる。

(1) 就職するに至った者で、その就職するに至った日の前日における失業保険金に相当する退職手当の支給残日数が、当該受給資格に係る基準日数（新条例第11条第1項に規定する基準日数をいい、失業保険法（昭和22年法律第164号）第20条の4第1

項の規定による措置が決定された場合には、その日数に、新条例第 11 条第 5 項の規定により失業保険金に相当する退職手当を支給することができる日数を加算した日数とする。以下同じ。) の 2 分の 1 以上であるものについては、就職支度金

(2) 公共職業安定所の紹介した職業につくためその住所又は居所を変更するものについては、移転費

7 前項第 1 号に掲げる就職支度金に相当する退職手当（以下「就職支度金に相当する退職手当」という。）の額は、次に掲げる額とする。

(1) 就職するに至った日の前日における支給残日数が当該受給資格に係る基準日数の 3 分の 2 以上である受給資格者については、失業保険金に相当する退職手当の 50 日分に相当する額

(2) 就職するに至った日の前日における支給残日数が当該受給資格に係る基準日数の 2 分の 1 以上 3 分の 2 未満である受給資格者については、失業保険金に相当する退職手当の 30 日分に相当する額

8 前項第 1 号又は第 2 号に規定する受給資格者であって、就職するに至った日の前日における支給残日数が 150 日以上であるものに係る就職支度金に相当する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、失業保険金に相当する退職手当の 20 日分に相当する額を同項第 1 号又は第 2 号に掲げる額に加算した額とする。

9 前 3 項に規定する支給残日数とは、受給資格に係る基準日数から当該受給資格に係る待期日数（新条例第 11 条第 1 項に規定する待期日数をいう。以下同じ。）及び失業保険金に相当する退職手当の支給を受けた日数を控除した日数（その日数が、就職するに至った日から当該受給資格に係る受給期間の満了する日までの日数から当該受給資格に係る待期日数の残日数（待期日数から、当該受給資格に係る退職の日の翌日から就職するに至った日までの失業の日数を控除した日数をいう。）を控除した日数をこえるときは、就職するに至った日から当該受給資格に係る受給期間の満了するまでの日数から当該待期日数の残日数を控除した日数）をいう。

10 就職支度金に相当する退職手当は、失業保険法第 27 条の 3 第 1 項に規定する就職支度金の支給の条件に従い支給する。

11 附則第 6 項第 2 号に掲げる移転費に相当する退職手当（以下「移転費に相当する退職手当」という。）は、失業保険法第 27 条の 4 第 1 項に規定する移転費に相当する金額を当該移転費の支給の条件に従い支給する。

12 新条例第 11 条第 12 項の規定は就職支度金に相当する退職手当又は移転費に相当する退職手当について、失業保険法第 23 条の 2 の規定は、詐欺その他の不正の行為によって就職支度金に相当する退職手当又は移転費に相当する退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。

13 附則第 6 項から前項までに規定するもののほか、就職支度金に相当する退職手当及び移転費に相当する退職手当の支給に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則（昭和 45 年 10 月 22 日条例第 3 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第 2 条の規定による改正後の富山県市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改

正する条例（附則第 12 項中失業保険法第 23 条の 2 の規定を準用する部分を除く。）の規定は、昭和 45 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 47 年 3 月 3 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この条例の適用の日において、現に特別職の職員である者及び特別職の職員から引き続く一般職の職員である者の退職手当の支給については、改正後の条例第 7 条第 2 項並びに第 8 条第 4 項及び同条第 9 項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（昭和 48 年 7 月 31 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村職員退職手当事務条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和 47 年 12 月 1 日（以下「適用日」という。）以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。ただし、新条例第 8 条第 4 項及び第 5 項、第 9 条並びに第 21 条第 4 項及び第 5 項の規定は、昭和 48 年 5 月 17 日（以下「条例施行日」という。）以後の退職による退職手当について適用する。
- 3 適用日に在職する職員（適用日に改正前の市町村職員退職手当事務条例（以下「旧条例」という。）第 8 条の 2 第 1 項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第 5 項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第 3 条から第 5 条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 35 年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第 3 条から第 5 条の 3 までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。
- 4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 36 年以上 42 年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は第 5 条の 2 の規定により計算した額に前項で定める割合を乗じて得た額とする。
- 5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第 5 条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 35 年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を 35 年として附則第 3 項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 6 法施行日前に旧条例第 8 条の 2 第 1 項に該当する退職をし、かつ、引き続き同項に規定する公庫その他の法人又は地方住宅供給公社で法施行日において新条例第 8 条第 6 項第 3 号に規定する通算制度を有する公庫等又は同項第 2 号に規定する通算制度を有する地方公社に該当するもの（以下「特定指定法人」という。）において使用される者として在職した後引き続いて再び職員となった者の新条例第 8 条第 1 項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 7 前項に規定する者が法施行日以後に退職手当の支給を受けることとなる場合において、その者が適用日以後の退職につき旧条例の規定による退職手当の支給を受けている者

であるときは、附則第2項の規定にかかわらず、前項の規定は、当該旧条例の規定により支給を受けた退職手当については適用しない。

- 8 法施行日前に、特定指定法人に使用される者が、特定指定法人の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の新条例第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 9 前項の規定に該当する者が適用日から法施行日の前日までの間に引き続いて特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続いて特定指定法人に使用される者となった場合におけるその者の新条例第8条第1項の規定による職員としての引き続いた在職期間の計算については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 10 新条例第21条第4項の規定は、附則第8項の規定に該当する者が法施行日以後に引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員（新条例第8条第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員をいう。以下この項において同じ。）となるため退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合について準用する。
- 11 附則第6項に規定する者又は附則第8項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の4及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びにこの条例附則第3項から附則第5項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除していた額が、その者につき旧条例の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。
 - (1) 新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びにこの条例附則第3項から附則第5項までの規定により計算した額
 - (2) その者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この号において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算して得た利息に相当する金額を合計した額
- 12 法施行日前に、旧条例第8条の2第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き指定法人職員となった者（附則第6項に規定する者を除く。）の新条例第8条第1項の規定による在職期間の計算については、なお従前の例による。
- 13 前項に規定する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条の2までの規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで及び第6条並びにこの条例附則第3項から第5条の2までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。
 - (1) その者が新条例第3条から第5条の2まで及び第6条並びにこの条例附則第3項から第5項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

- (2) その者が前項の退職をした際に支給を受けた退職手当の額のその計算の基礎となった給料月額に対する割合（職員としての引き続いた在職期間中に当該期間中に当該退職を2回以上した者については、それぞれの退職に係る当該割合を合計した割合）
- 14 新条例附則第6項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、その者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額とする。
- 15 新条例附則第12項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、当該退職の日における退職手当の基礎となった給料月額にこの条例附則第13項第2号に掲げる割合を控除して得た額とする。
- 16 法施行日前に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条及び第28条の規定により休職され、又はこれに準ずる措置を受け、引き続き法施行日において新条例第8条第5項に規定する休職指定法人に該当するもの（以下「特定休職指定法人」という。）の業務に従事した職員の当該業務に従事した期間については、同項の規定による除算は行わない。
- 17 法施行日前に、法施行日において新条例第8条第6項第2号に規定する通算制度を有する地方公共団体に該当するもの（以下「特定地方公共団体」という。）の公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて法施行日において新条例第8条第6項第2号に規定する通算制度を有する地方公社に該当するもの（以下「特定地方公社」という。）に使用される者（役員及び常勤勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社に使用される者として在職した後引き続いて再び特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。この場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の計算については、新条例第8条第6項ただし書の規定は適用しない。
- 18 法施行日前に、特定地方公共団体の公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて法施行日において新条例第8条第6項第3号に規定する通算制度を有する公庫等に該当するもの（以下「特定公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等に使用される者として在職した後引き続いて再び特定地方公共団体の公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の職員以外の地方公務

員等としての引き続いた在職期間として計算する。この場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、新条例第8条第6項ただし書の規定は適用しない。

- 19 法施行日前に、特定指定法人に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）が、特定指定法人の要請に応じ、引き続いて特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。
- 20 法施行日前に、公庫等である特定指定法人に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）が、特定指定法人の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、公庫等である特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の国家公務員としての引き続いた在職期間として計算する。
- 21 法施行日前に、職員が、旧条例第8条の2第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定指定法人に使用される者として在職した後引き続いて特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間をその者の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。
- 22 法施行日に、職員が旧条例第8条の2第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き公庫等である特定指定法人に使用される者として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の国家公務員としての引き続いた在職期間として計算する。
- 23 法施行日前に旧条例第8条の2第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定指定法人に使用される者として在職した後引き続いて特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公共団体の公務員として在職した後引き続いて再び特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き特定指定法人に使用される者として在職した後引き続いて再び職員となった者の新条例第8条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 24 法施行日前に旧条例第8条の2第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き公庫等である特定指定法人に使用される者として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び公庫等である特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き公庫等である特定指

定法人に使用される者として在職した後引き続き再び職員となった者の新条例第8条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

- 25 法施行日前に、特定地方公共団体の公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ引き続き特定地方公社等（特定地方公社又は特定公庫等という。以下同じ。）に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等に使用される者として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の新条例第8条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から特定地方公社等に使用される者としての引き続きいた在職期間の終期までの期間を含むものとする。
- 26 法施行日前に、国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き特定公庫等に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等に使用される者として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の新条例第8条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間の始期から特定公庫等に使用される者としての引き続きいた在職期間の終期までの期間を含むものとする。
- 27 法施行日前に、特定指定法人に使用される者が、特定指定法人の要請に応じ、引き続き特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公共団体の公務員として在職した後引き続き再び特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き特定指定法人に使用される者として在職した後更に特定指定法人の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合におけるその者の新条例第8条第1項の規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の先の特定指定法人に使用される者としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定指定法人に使用される者としての引き続きいた在職期間の終期までの期間を含むものとする。
- 28 法施行日前に、公庫等である特定指定法人に使用される者が、特定指定法人の要請に応じ、引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び公庫等である特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き公庫等である特定指定法人に使用される者として在職した後更に特定指定法人の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合におけるその者の新条例第8条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の先の公庫等である特定指定法人に使用される者としての引き続きいた在職期間の始期から後の公庫等である特定指定法人に使用される者としての引き続きいた在職期間の終期までの期間を含むものとする。
- 29 附則第16項の規定は、法施行日前に地方公務員法第27条及び第28条若しくは国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定により休職され、又はこれに準ずる措置を受け、引き続き特定休職指定法人の業務に従事した者の新条例第8条第6項の規定による職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間の計算について準用する。

この場合において、附則第 16 項中「同項」とあるのは、「新条例第 8 条第 6 項において準用する同条第 5 項」と読み替えるものとする。

- 30 附則第 6 項、附則第 8 項、附則第 12 項又は附則第 16 項から前項までの規定（以下「勤続期間に関する特例規定」という。）の適用を受ける者のうち次の表の左欄に掲げる者（同表のそれぞれの項に掲げる規定以外の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）及び附則第 21 項の規定の適用を受ける者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第 3 条から第 5 条までの規定による退職手当の額については、この条例附則第 14 項の規定を準用する。この場合において、附則第 11 項第 2 号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

職員の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第 16 項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続きいた在職期間内	特定休職指定法人の業務に従事した期間内
附則第 17 項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	先の特定地方公共団体の公務員又は特定地方公社
附則第 18 項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	先の特定地方公共団体の公務員若しくは国家公務員又は特定公庫等
附則第 19 項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	特定指定法人
附則第 20 項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	公庫等である特定指定法人
附則第 22 項の規定の適用を受ける者	特定指定法人	公庫等である特定指定法人
附則第 23 項の規定の適用を受ける者	又は特定指定法人	若しくは特定地方公共団体の公務員又は特定指定法人
附則第 24 項の規定の適用を受ける者	又は特定指定法人	若しくは国家公務員又は公庫等である特定指定法人
附則第 25 項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	特定地方公共団体の公務員又は特定地方公社等
附則第 26 項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	国家公務員又は特定公庫等
附則第 27 項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	特定地方公共団体の公務員又は特定指定法人
附則第 28 項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	国家公務員又は公庫等である特定指定法人

附則第 29 項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続きいた在職期間内	特定休職指定法人の業務に従事した期間内
---------------------	----------------------------------	---------------------

- 31 附則第 6 項又は附則第 8 項及び附則第 16 項又は附則第 29 項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第 3 条から第 5 条の 2 までの規定による退職手当の額は、新条例第 3 条から第 5 条の 2 まで及び第 6 条並びにこの条例附則第 3 項から附則第 5 項まで又は附則第 11 項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項及び次項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年 5.5 パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。
- 32 附則第 12 項及び附則第 16 項又は附則第 29 項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第 3 条から第 5 条の 2 までの規定による退職手当の額は、新条例第 3 条から第 5 条の 2 まで及び第 6 条並びにこの条例附則第 3 項から附則第 5 項まで又は附則第 13 項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき 5.5 パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。
- 33 法施行日前に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、法施行日において特定地方公社である地方道路公社若しくは土地開発公社又は特定公庫のうち国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令（昭和 48 年政令第 134 号）による改正後の国家公務員等退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第 9 条の 2 第 72 号から第 89 号までに掲げる法人に該当するもの（以下「地方道路公社等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため旧条例第 8 条の 2 第 1 項の規定に該当する退職に準ずる退職をし、かつ、引き続き地方道路公社等に使用される者として在職した後引き続いて再び職員となった者の新条例第 8 条第 1 項の規定による在職期間の計算については、この条例附則第 6 項及び附則第 21 項附則第 24 項まで中「旧条例第 8 条の 2 第 1 項の規定に該当する退職」とあるのは、「旧条例第 8 条の 2 第 1 項の規定に該当する退職に準ずる退職」と読み替えて、これらの規定を適用する。
- 34 前項に規定する者のうち適用日に地方道路公社等に使用される者として在職する者で引き続き職員となった者は、適用日に在職する職員とみなして、この条例附則第 3 項から第 5 項までの規定を適用する。

35 適用日からこの条例の施行日の前日までの期間内に退職した者（当該退職が死亡による場合には、その遺族）に旧条例の規定により支給された退職手当は、新条例の規定及びこの附則の規定による退職手当の内払とみなす。

36 この附則に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な経過措置は、この附則の規定に準じて、別に規則で定める。

附 則（昭和 50 年 7 月 18 日条例第 1 号）

1 この条例は公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の富山県市町村職員退職手当組合退職手当条例（以下「新条例」という。）第 11 条の規定は、昭和 50 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

3 適用日前の期間に係る退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 適用日前に退職した職員のうち、この条例による改正前の富山県市町村職員退職手当組合退職手当条例（以下「旧条例」という。）第 11 条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関する新条例第 11 条の規定の適用については次の各号に定める。

(1) 新条例第 11 条第 1 項及び第 3 項の規定の適用については、同条第 1 項中「当該 1 年の期間内」とあるのは、「昭和 50 年 4 月 1 日から当該退職の日の属する年の翌年のこれに相当する日までの間」とする。

(2) 新条例第 11 条第 1 項第 2 号に規定する基本手当の日額が旧条例第 10 条第 1 項第 2 号に規定する失業保険金の日額を上回る者であって、当該退職の日から適用日の前日までの間の日数が同項に規定する待期日数に満たないものに係る新条例第 11 条第 1 項に規定する待期日数については、旧条例第 11 条第 1 項第 2 号に規定する失業保険金の日額に同項に規定する待期日数のうち適用日以後の日数を乗じて得た額を新条例第 11 条第 1 項第 2 号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する日数とする。

(3) 新条例第 11 条第 1 項又は第 2 号の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧条例第 11 条第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当（同条第 9 項の規定により支給があったものとみなされる退職手当及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる適用日前の期間に係る退職手当を含む。）の日数を差し引いて得た日数に相当する日数分を限度とする。

(4) 新条例第 11 条第 4 項から第 6 項まで及び第 7 項第 1 号の規定は、適用しない。

(5) 旧条例第 11 条第 4 項又は第 6 項第 1 号に規定する公共職業訓練等を受けている者に係る当該公共職業訓練等は、新条例第 11 条第 7 項第 2 号又は第 8 項第 1 号の例に準じて組合長の指示した公共職業訓練等とみなす。

5 適用日以後この条例の施行の日の前日までの間に退職した職員に係る必要な経過措置については、組合長が規則で定める。

6 適用日以後この条例の施行の日の前日までの期間に係る旧条例第 11 条の規定により支払われた退職手当は、新条例第 11 条の規定による退職手当の内払とみなす。

附 則（昭和 51 年 6 月 21 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。
附 則（昭和 55 年 12 月 9 日条例第 1 号）
- 1 この条例は、昭和 55 年 1 月 1 日から適用する。
附 則（昭和 57 年 2 月 26 日条例第 1 号）
- 1 この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の富山県市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例附則第 3 項（同条例附則第 4 項又は第 5 項において例による場合を含む。）及び同条例附則第 4 項の規定の適用については、昭和 57 年 4 月 1 日から昭和 58 年 3 月 31 日までの間においては、同条例附則第 3 項中「100 分の 110」とあるのは「100 分の 117」と、同条例附則第 4 項中「38 年」とあるのは「40 年」とし、昭和 58 年 4 月 1 日から昭和 59 年 3 月 31 日までの間においては、同条例附則第 3 項中「100 分の 110」とあるのは「100 分の 113」と、同条例附則第 4 項中「38 年」とあるのは「39 年」とする。
附 則（昭和 59 年 12 月 19 日条例第 1 号）
- 1 この条例は、昭和 60 年 3 月 31 日から施行する。
ただし、第 11 条の規定は公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の期間に係るこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第 11 条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 施行日前に退職した職員のうちこの条例の施行の際現に旧条例第 11 条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関するこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第 11 条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 新条例第 11 条第 1 項又は第 3 項の規定による基本手当の日額に相当する退職手当の額については、なお従前の例による。
 - (2) 新条例第 11 条第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧条例第 11 条第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当（同条第 10 項の規定により支給があったものとみなされる退職手当及び前項の規定により従前の例によることとされる施行日前の期間に係る退職手当を含む。）の日数を減じた日数に相当する日数分を限度とする。
 - (3) 新条例第 11 条第 7 項又は第 8 項の規定による退職手当の額については、なお従前の例による。
 - (4) 雇用保険法第 19 条第 1 項（同法第 37 条第 9 項において準用する場合を含む。）及び同法第 33 条第 1 項（同法第 40 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に関しては、新条例第 11 条第 1 項中「雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定による基本手当の支給の条件」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和 59 年法律第 54 号。以下「昭和 59 年改正法」という。）附則第 3 条第 1 項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第 3 項中「同法の規定による基本手当の支給の条件」とあり、同条第 9 項中「同条の規定による基本手

当の支給の条件」とあり、及び同条第 10 項中「当該基本手当の支給の条件」とあるのは「昭和 59 年改正法附則第 3 条第 1 項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第 7 項及び第 8 項中「同法の規定による特例一時金の支給の条件」とあるのは「昭和 59 年改正法附則第 7 条に規定する旧特例受給資格者に対して支給される特例一時金の支給の条件」とする。

(5) 新条例第 11 条第 4 項から第 6 項までの規定は適用しない。

- 4 前 2 項の場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する昭和 59 年 8 月 1 日から施行日の前日までの間における旧条例第 11 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和 59 年法律第 54 号）による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）と、同項第 2 号、並びに同条第 3 項から第 8 項までの規定、第 12 項及び第 13 項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。
- 5 施行日前に職員等（旧条例第 2 条第 1 項に規定する職員、同条第 2 項の規定により職員とみなされる者及びこれらの者以外の者であって職員について定められている勤務時間以上勤務することとされているものをいう。以下同じ。）となり、かつ、その職員等となった日における年齢が 65 年以上であった者であって、引き続き職員等として在職した後、施行日以後に勤続期間 6 月以上で退職したもの（退職の際職員又は同項の規定により職員とみなされる者であった者に限る。）については、新条例第 11 条第 5 項又は第 6 項中「同法第 37 条の 2 第 1 項に規定する高年齢継続被保険者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和 59 年法律第 54 号）附則第 2 条第 2 項の規定により雇用保険法第 37 条の 2 第 1 項に規定する高年齢継続被保険者となったものとみなされる者」と読み替えて、これらの規定を適用する。
- 6 附則第 2 項から第 4 項までの規定にかかわらず、施行日前に退職した職員が昭和 59 年 8 月 1 日以後に安定した職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和 59 年法律第 54 号）附則第 9 条に規定する再就職手当の支給を例により新条例第 11 条第 11 項第 3 号の 2 に掲げる再就職手当に相当する退職手当を支給する。
- 7 附則第 2 項から第 4 項まで及び前項の規定にかかわらず、昭和 59 年 8 月 1 日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第 11 条の規定により退職手当を受けることができる者の退職手当（一般の退職手当等を除く。）の額は、別に定めるところによる。
- 8 昭和 59 年 8 月 1 日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、昭和 59 年 8 月 1 日から施行日の前日までの間に旧条例第 11 条の規定により支払われた退職手当は、前項の規定による退職手当の内払とみなす。
- 9 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、別に定める。

附 則（昭和 61 年 2 月 25 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行し、この条例による改正後の富山県市町村職員退職手当組合退職手当条例（以下「新条例」という。）附則第 4 項及び第 5 項の規定は、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 新条例第5条の4の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う勧奨について適用し、新条例第13条第3項及び第13条の2の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用する。
- 3 富山県市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例(昭和48年富退手条例第1号以下「条例第1号」という。)の一部を次のように改正する。
附則第3項中「第5条まで」を「第5条の2及び」に改める。
附則第5項中「こえる」を「超える」に、「及び」を「、第5条の2及び」に改める。
附則第11項、第13項、第31項及び第32項中「第5条」を「第5条の2」に改める。
- 4 地方公務員法第28条の4の規定により再任用された者(これに準ずる他の法令の規定により同様の取扱いを受けた者を含む。)が、昭和60年3月31日から施行日の前日までの間にその者の非違によることなく退職した場合におけるその者に対して支給すべき退職手当の額は、この条例による改正前の富山県市町村職員退職手当組合退職手当条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条まで、第6条、第10条及び第11条並びにこの条例による改正前の条例第1号附則第3項から第5項まで、第6項、第13項から第15項まで、第30項から第32項まで及び第34項の規定にかかわらず、その者を定年に達したことにより退職した者とみなしてこれらの規定を適用した額とする。
- 5 前項に規定するものに対して旧条例の規定に基づいて支給された退職手当は、前項の規定による退職手当の内払いとみなす。
- 6 施行日の前日に在職する職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、旧条例第3条から第5条まで及び第6条、この条例による改正前の条例第1号附則第3項から第5項まで、第11項、第13項から第15項まで、第30項から第32項まで及び第34項の規定により計算した場合の退職手当の額が、新条例第3条から第5条の2まで及び第6条、この条例による改正後の条例第1号附則第3項から第5項まで、第11項、第13項から第15項まで、第30項から第32項まで及び第34項の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 7 前項の規定は、施行日の前日に富山県市町村職員退職手当組合退職手当条例第8条第6項第2号に規定する職員以外の地方公務員等として在職する者又は同日に同項第4号に規定する特定地方公社等職員として在職する者のうち職員から引き続いて特定地方公社等職員となった者で、職員以外の地方公務員等又は特定地方公社等職員として在職した後引き続いて職員となったものが施行日以後に退職した場合について準用する。この場合において、前項中「退職したものとし」とあるのは、「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する給与の額」と読み替えるものとする。

附 則 (昭和62年3月5日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第3条第2項の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和 62 年 12 月 7 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 63 年 12 月 22 日条例第 2 号）

この条例は公布の日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 2 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、規則で定める組合市町村の職員ごとに規則で定める月から施行する。
- 2 この条例の施行の日（前項の規定に基づき規則で定める組合市町村の職員ごとに規則で定める日をいう。以下「施行日」という。）の前日に当該組合市町村に在職する職員であって、給料が日額で定められている者が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができたこの条例による改正前の富山県市町村職員退職手当組合退職手当条例第 3 条から第 5 条の 2 まで及び第 6 条又は富山県市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例（昭和 48 年富退手条例第 1 号）附則第 3 項から第 5 項まで（以下「昭和 48 年条例第 1 号」という。）の規定による退職手当の額が、この条例による改正後の富山県市町村職員退職手当組合退職手当条例第 3 条から第 5 条の 2 まで及び第 6 条又は昭和 48 年条例第 1 号附則の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの退職手当の額とする。

附 則（平成 2 年 12 月 21 日条例第 1 号）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 3 年 12 月 20 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の富山県市町村職員退職手当組合退職手当条例の第 2 条第 2 項、第 3 条第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 5 条の 3 及び第 8 条第 5 項の規定は、平成 3 年 4 月 1 日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職にかかる退職手当については、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年 3 月 3 日条例第 1 号）

- 1 この条例は平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 4 年 8 月 24 日条例第 4 号）

- 1 この条例は、規則で定める組合市町村の職員ごとに規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の富山県市町村職員退職手当組合退職手当条例第 2 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日（前項の規定に基づき規則で定める組合市町村の職員ごとに規則で定める日をいう。以下「施行日」という。）以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日に在職する職員であって、給料が日額で定められている者が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができたこの条例による改正前の富山県市

町村職員退職手当組合退職手当条例第3条から第5条の2まで及び第6条又は富山県市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第1号）附則第3項から第5項まで（以下「昭和48年条例第1号附則」という。）の規定による退職手当の額が、この条例による改正後の富山県市町村職員退職手当組合退職手当条例第3条から第5条の2まで及び第6条又は昭和48年条例第1号附則の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附 則（平成6年12月21日条例第1号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月22日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第13条の2の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則（平成11年12月27日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第4項の規定は平成11年7月1日から、第9項は平成10年10月22日から適用する。

附 則（平成12年12月25日条例第2号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年2月28日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（改正前の地方公務員法の規定により再任用された職員に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）第1条の規定による改正前の地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用され、同項の任期又は同条第2項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である職員に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（平成13年6月15日条例第7号）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成13年12月25日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第8条の4及び次項の規定は、同年3月31日から施行する。

（退職派遣者の採用等に関する規定の適用）

2 第8条の4の規定は、平成14年3月31日以後に公益的法人等派遣法第10条第1項に規定する要請に応じて退職した者について適用する。

附 則（平成15年3月28日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から適用する。

2 富山県市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則中「職員の退職手当に関する条例」を「市町村職員退職手当事務条例」に改める。

附 則（平成 15 年 11 月 11 日条例第 17 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 1 条中市町村職員退職手当事務条例附則に 3 項を加える改正規定並びに第 2 条並びに附則第 10 項及び第 11 項の規定 平成 16 年 1 月 1 日
 - (2) 附則第 12 項の規定 平成 17 年 1 月 1 日
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に退職した職員に係る第 1 条の規定による改正後の市町村職員退職手当事務条例（以下「新条例」という。）第 11 条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項から第 5 項までに定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 新条例第 11 条第 11 項第 4 号及び第 14 項の規定は、施行日以後に職業に就いた者に対する同条第 11 項第 4 号に掲げる退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対する第 1 条の規定による改正前の市町村職員退職手当事務条例（以下「旧条例」という。）第 11 条第 11 項第 3 号の 2 及び第 4 号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にした偽りその他不正の行為によって新条例第 11 条の規定による失業者の退職手当の支給を受けた者に対するその失業者の退職手当の全部又は一部を返還すること又はその失業者の退職手当の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。
- 5 新条例第 11 条第 16 項の規定は、施行日以後に偽りの届出、報告又は証明をした事業主又は職業紹介事業者等（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 10 条の 4 第 2 項に規定する職業紹介事業者等をいう。）に対して適用し、同日前に偽りの届出、報告又は証明をした事業主に対する失業者の退職手当の支給を受けた者と連帯して新条例第 11 条第 16 項の規定による失業者の退職手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。
- 6 附則第 2 項から前項までの場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する平成 15 年 5 月 1 日から施行日の前日までの間における旧条例第 11 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 31 号）による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）」と、同項第 2 号並びに同条第 3 項、第 5 項から第 11 項まで、第 15 項及び第 16 項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。
- 7 附則第 2 項、第 3 項及び前項の規定にかかわらず、平成 15 年 5 月 1 日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第 11 条の規定により退職手当を受けることができる者の失業者の退職手当の額は、規則で定めるところによる。
- 8 附則第 2 項、第 3 項及び第 6 項の規定にかかわらず、平成 15 年 5 月 1 日前に退職した

職員が平成 15 年 5 月 1 日から施行日の前日までの間に職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 31 号)附則第 8 条に規定する就業促進手当の支給の例により新条例第 11 条第 11 項第 4 号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当を支給する。ただし、これらの者のうち旧条例第 11 条第 11 項第 3 号の 2 又は第 4 号の規定により退職手当を受けることができるものの失業者の退職手当の額は、規則で定めるところによる。

- 9 平成 15 年 5 月 1 日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、平成 15 年 5 月 1 日から施行日の前日までの間に旧条例第 11 条の規定により支払われた退職手当は、附則第 7 項の規定による失業者の退職手当の内払とみなす。
- 10 平成 16 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間における新条例附則第 10 項の規定の適用については、同項中「額は」とあるのは「額は、第 6 条の規定にかかわらず」と、「100 分の 104」とあるのは「100 分の 107」とする。
- 11 平成 16 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間における第 2 条の規定による改正後の市町村職員退職手当事務条例の一部を改正する条例附則第 3 項（同条例附則第 4 項又は第 5 項において例による場合を含む。）及び同条例附則第 4 項の規定の適用については、同条例附則第 3 項中「第 5 条の 2 までの規定にかかわらず」とあるのは「第 5 条の 2 まで及び第 6 条の規定にかかわらず」と、「100 分の 104」とあるのは「100 分の 107」と、同条例附則第 4 項中「36 年」とあるのは「35 年を超え 37 年以下」と、同条例附則第 5 項中「及び第 5 条の 2」とあるのは「、第 5 条の 2 及び第 6 条」とする。
- 12 当分の間、42 年を超える期間勤続して退職した者で市町村職員退職手当事務条例第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を 35 年として同条例附則第 10 項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 13 附則第 2 項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成 16 年 3 月 29 日条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 29 日条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在職する組合市町村の長、助役、収入役、企業管理者及び教育長のこの条例施行の日以後最初に支給する退職手当については、第 1 条の規定による改正後の市町村職員退職手当事務条例第 3 条、第 7 条及び第 8 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日条例第 1 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行日以後に退職することによりこの条例による改正後の市町村職員退職手当事務条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の市町村職員退職手当事務条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第10項から第12項まで、附則第9項の規定による改正前の市町村職員退職手当事務条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第1号。以下この条及び次条において「条例第1号」という。）附則第2項から第4項まで並びに附則第10項の規定による改正前の市町村職員退職手当事務条例等の一部を改正する条例（平成15年条例第17号。以下この項及び第4項において「条例第17号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第10項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第10項から第12項まで、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第1号附則第3項から第5項まで並びに附則第10項の規定による改正後の条例第17号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 3 職員のうち新条例第8条第5項及び第6項並びに第9条第1項から第3項までの規定により新条例第5条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。
- 4 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第10項から第12項まで、附則第9項の規定による改正前の条例第1号附

則第3項から第5項まで並びに附則第10項の規定による改正前の条例第17号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）

ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(2) 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）

ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）

ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

5 第4項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

6 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（市町村職員退職手当事務条例の一部を改正する条例（平成18年条例第1号）施行の日以後の期間に限る。）」とする。

7 新条例第6条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

（規則への委任）

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定め

る。

(市町村職員退職手当事務条例の一部を改正する条例の一部改正)

9 市町村職員退職手当事務条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第1号)

の一部を次のように改正する。

附則第3項中「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第5条の2」を「第5条の3」に改める。

附則第4項中「第4条(」を「第3条第1項(」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第4条の」を「第3条第1項及び第5条の2の」に改める。

附則第5項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第5条及び第5条の2」を「第5条から第5条の3まで」に改める。

附則第11項各号列記以外の部分中「第3条から第5条の2までの」を「第2条の3及び第6条の5の」に、「第3条から第5条の2まで及び第6条」を「第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで」に改め、同項第1号中「第3条から第5条の2まで及び第6条」を「第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで」に改める。

(市町村職員退職手当事務条例等の一部を改正する条例の一部改正)

10 市町村職員退職手当事務条例等の一部を改正する条例(平成15年条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第12項中「第4条」を「第3条第1項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「同条」を「同項」に改める。

附 則(平成19年3月28日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号。以下「改正法」という。)の施行の際現に助役であって、改正法附則第2条の規定により副市町村長として選任されたものとみなされる者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該助役としての在職期間を当該副市町村長としての引き続いた在職期間とみなす。

4 改正法の施行の際現に在職する収入役であって、改正法附則第3条第1項の規定によりその任期中に限り在職するものとされる者については、改正後の条例第7条の特別職等の職員とみなし、その者の施行日以後の退職に係る退職手当については、附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成19年7月19日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定

は、日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の市町村職員退職手当事務条例第11条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の市町村職員退職手当事務条例第11条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

附 則（平成19年12月26日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月27日条例第3号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年7月12日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市町村職員退職手当事務条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）であった者であって、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において職員であって、施行日以後引き続き職員であるものに対する改正後の市町村職員退職手当事務条例第11条第7項及び第8項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月23日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の市町村職員退職手当事務条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（市町村職員退職手当事務条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 市町村職員退職手当事務条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項ただし書中「第8条第5項及び第6項並びに第8条の2」を「第8条第4項及び第5項、第9条並びに第21条第4項及び第5項」に改める。

附則第4項中「第3条第1項（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を「第3条中傷病により死亡した者に係る退職手当に関する部分」に改める。

附則第10項中「第8条の2第4項」を「第21条第4項」に、「特定地方公社」を「特定一般地方独立行政法人」に、「第8条第6項」を「第8条第5項第4号」に改める。

附則第11項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

（市町村職員退職手当事務条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 市町村職員退職手当事務条例の一部を改正する条例（平成18年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第2条の3」を「第2条の4」に改め、附則第3項中「第8条の2第1項」を「第9条第1項」に改める。

附 則（平成25年2月27日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（市町村職員退職手当事務条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の市町村職員退職手当事務条例（以下この項において「新条例」という。）附則第10項（新条例附則第12項及び第3条の規定による改正後の市町村職員退職手当事務条例等の一部を改正する条例附則第12項においてその例による場合を含む。）及び第11項の規定の適用については、新条例附則第10項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 3 第2条の規定による改正後の市町村職員退職手当事務条例の一部を改正する条例附則第3項（同条例附則第5項においてその例による場合を含む。）及び第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 4 第4条の規定による改正後の市町村職員退職手当事務条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

附 則（平成27年3月27日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月27日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の市町村職員退職手当事務条例第8条第2項の規

定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 2 条の規定による改正後の市町村職員退職手当事務条例第 8 条第 2 項の規定は適用せず、第 2 条の規定による改正前の市町村職員退職手当事務条例第 8 条第 2 項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成 28 年 3 月 22 日条例第 7 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行し、第 2 条による改正後の市町村職員退職手当事務条例の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 12 月 21 日条例第 11 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 退職職員（退職した市町村職員退職手当事務条例第 1 条に規定する職員（第 2 条第 4 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）第 2 条の規定による改正前の雇用保険法第 6 条第 1 号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の市町村職員退職手当事務条例（以下「新条例」という。）第 11 条第 5 項又は第 6 項の勤続期間を計算する場合における市町村職員退職手当事務条例第 8 条の規定の適用については、同条第 1 項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第 2 項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。
- 3 新条例第 11 条第 11 項（第 6 号に係る部分に限り、同条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の市町村職員退職手当事務条例（以下この項及び第 5 項において「旧条例」という。）第 11 条第 11 項第 6 号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前 1 年以内に旧条例第 11 条第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第 11 条第 5 項から第 8 項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対す

る広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 4 新条例第 11 条第 15 項において準用する同条第 11 項（第 4 号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する市町村職員退職手当事務条例第 11 条第 11 項第 4 号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第 11 条第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第 11 条第 5 項から第 8 項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する市町村職員退職手当事務条例第 11 条第 11 項第 5 号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 7 月 4 日条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 11 条第 11 項第 5 号の改正規定及び附則第 3 項の規定は平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の市町村職員退職手当事務条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第 11 条第 10 項（第 2 号に係る部分に限り、新条例附則第 17 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した市町村職員退職手当事務条例第 1 条に規定する職員（第 2 条第 4 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であって市町村職員退職手当事務条例第 11 条第 1 項第 2 号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第 3 項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）第 4 条の規定による改正後の職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第 11 条第 11 項（第 5 号に係る部分に限り、市町村職員退職手当事務条例第 11 条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

附 則（平成 30 年 1 月 12 日条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中市町村職員退職手当事務条例第 8 条第 5 項第 2 号の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 30 年 3 月 31 日に退職した者（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した者（同法第 28 条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）に限る。）に係る次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「100 分の 83.7」とあるのは「100 分の 85.3」と、「104 分の 83.7」とあるのは「104 分の 85.3」とする。

- (1) 第 1 条の規定による改正後の市町村職員退職手当事務条例附則第 10 項
- (2) 第 2 条の規定による改正後の市町村職員退職手当事務条例の一部を改正する条例附則第 3 項
- (3) 第 3 条の規定による改正後の市町村職員退職手当事務条例の一部を改正する条例附則第 2 項

3 第 1 条の規定による改正後の市町村職員退職手当事務条例附則第 10 項の規定、第 2 条の規定による改正後の市町村職員退職手当事務条例の一部を改正する条例附則第 3 項の規定及び第 3 条の規定による改正後の市町村職員退職手当事務条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 7 月 9 日条例第 2 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の市町村職員退職手当事務条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 新条例第 2 条第 4 項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて 6 月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第 3 条から第 5 条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した額の 100 分の 50 に相当する金額とする。

4 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する新条例第 8 条の 2 の規定の適用については、同条中「12 月」とあるのは「6 月」とする。

附 則（令和元年 12 月 20 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 13 項の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。